令和９・10 年　度伊佐市建設工事入札参加資格における総合点数について

本市の建設工事の格付けにおける総合点数は、伊佐市建設工事入札参加資格審査要綱（平成 20 年 11 月伊佐市告示第 78 号）第５条に規定する判定基準等として市長が別に定める「令和９・10 年度　伊佐市建設工事入札参加資格における格付審査基準」に基づき算定することを基本としています。

また、市内業者の保護・育成を図るとともに、大幅な格付の異動による事業者への影響を考慮し、安定的かつ適切な格付けを行うため、次の①から⑨までの取扱いを定めます。

① 格上げ、格下げを行う場合は、直近上位又は下位の１階級となります。

② 土木一式工事・舗装工事・管工事・電気工事・上水道工事は過去５年間、建築工事一式は過去７年間、解体工事は過去２年間に伊佐市からの受注実績の無い業者は格上げを行いません。

③ 新規格付業種は、過去２年間に工事施工実績（公共・民間含む）があるものに限り登録可とし、最下位ランクで格付けを行います。

④ 当該年度の格付けを行う場合、前回の格付以降に指名停止の措置を受けた業者は、格上げを行いません。

⑤ 舗装工事Ａクラスは、フィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラー、ロードローラー、モーターグレーダーのうち３つを所有又は長期（１年以上）リースしていることが要件となります。

⑥ 水道施設工事Ａクラスは、建設業許可「土木一式工事」・「管工事」・「水道施設工事」を受けていることが要件となります。

⑦ 電気工事Ａクラスは、建設業許可と経営事項審査を受けていることが要件となります。

⑧ 市外業者の支店・営業所等については、新規での格付は行いません。

⑨ 現在、格付けを行っている市外に本店のある業者については、客観的事項評価点数（経営事項審査の総合評定値（Ｐ点））のみを用いることとし、主観的事項評価点数の加点は行いません。